

昭和27(1952)年、 特別区は都の内部的団体

戦後の復興とともに東京が首都機能を拡充していくにつれ、特別区の区域も全体が一つの大都市圏として、一体的能率的な運営が重視されました。

こうした中で、昭和27年の自治法改正によって、特別区は東京都の内部的団体とされ、区長公選制が廃止されるなど、区の自治権は大幅に制限されました。

主な改正点

- (1) 区は都の内部的団体
(都が基礎的な地方公共団体)
- (2) 区長公選制の廃止
(区長は区議会が都知事の同意を得て選任)
- (3) 区の事務は制限列举し法定化
(10項目の公共事務と行政事務)
- (4) 都区間の事務調整の強化
(都の調整条例制定権、知事の助言勧告権)
- (5) 区の職員は都が定数管理し派遣
(都配属職員制度の維持)